

令和7年度沖縄県犯罪被害者等支援審議会議事概要

日 時：令和7年11月7日（金）14:00～15:30

場 所：沖縄県本庁舎 6階第1特別会議室

参加者：矢野 恵美会長、池原 泰子委員、吉元 なるよ委員、村上 尚子委員、河井 由美委員

事務局：城間生活福祉統括監、仲宗根生活安全安心課長、池田生活安全安心副参事

県警察本部広報相談課与儀課長補佐、県警察本部広報相談課喜友名警部補

1 開 会

- (1) 城間生活福祉統括監挨拶
- (2) 仲宗根課長資料確認・注意事項等説明

2 議 題（矢野会長進行）

- (1) 【議事】沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和6年度実施状況の検証評価について

●矢野会長

皆様の御審議で犯罪被害者等支援計画ができまして県の皆様も色々とご尽力くださって色々進んでいるところですので、本日は令和6年度の進捗状況について皆様と限られた時間ではありますけど、またご意見を頂戴できればと思っています。

本日の議事につきましては「沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和6年度実施状況の検証評価について」と報告事項として「沖縄県犯罪被害者等支援ワンストップサービスセンター（ゆいセンター）について」の報告もあると聞いております。

それではまず事務局から「沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和6年度実施状況の検証評価について」ご説明をお願いします。

●事務局（玉寄主査）から資料1から資料3まで説明

●矢野会長

それではここから委員の皆様からご意見、ご確認、ご質問等があればお願いします。

●矢野会長

それではまず私から、同性パートナーの件をご確認いただきありがとうございました。審議会の時にも支給できるようにしたいと、ご意見いただいたところだったんですが、ちょうどその後に最高裁の判決が出た関係で三原大臣の方から「犯給法は同性パートナーにも適用します」という発表もあった関係で今日確認していただいたところ、見舞金も犯給法も同性パートナーと事実婚についても出していただけたことが確認できましたので、大変安心いたしました。

枠組みさえあれば、支給申請さえしていただければ出していただけますので、実績がないというのは全然構いません。出していただけるということが分かりましたので、こここの審議会でもかなりこの部分を話し合ったところでしたので、大変安心いたしました。ありがとうございます。

犯罪被害者給付金については、ご遺族の方に対しても被害者の方に対しても事件の直後本当に苦しい状況で、もちろん最近はいろんなところが情報提供してくれてはいるんですが、御存じないという時もあるかもしれない、そういう支援を続けていただければと思います。

●村上委員

先ほど回答にもあった36番の加害者へのストーカー行為についての確認なんですが、カウンセリングをしてくださる臨床心理士の体制について、加害者専門の方を候補として準備されているのか、その体制をちょっと知らなかつたものですから教えてください。

●事務局（与儀補佐）

人身安全対策課からは、カウンセリングを実施しているという話は聞いているが、加害者専門の臨床心理士かどうかは把握していないため、後日確認して回答させていただきたい。

●矢野会長

ありがとうございます。心理の分野においても医療の分野においても、私達法律の分野においても何でもそうですけれど、全員が何もかもできるわけではなくて、やっぱり専門がおありになるかと思いますので、その辺をどのような感じでやってらっしゃるのか、私達も大変興味があるところですのにお聞きしたいと思います。

それと合わせて気になったのが、女性警察官を配置してくださるのは本当に良いことだと思っているのですけど、一方で、研修もやっているという記載もありましたが、具体的に私も被害者対応ということについて、もしかしたら池原委員の方が詳しいかもしれません、警察で被害対応に当たられる方への研修というのはどういう形でやられているのか、分かれば教えていただきたい。

●事務局（与儀補佐）

警察では、捜査第一課において捜査員などの教養をしておりますけど、性犯罪指定捜査員という、性犯罪に特に教養した捜査員を育成しております、それが各警察署にあります。また、昨今は男性の警察官も性犯罪指定捜査員に指定しており、新規の性犯罪指定捜査員に指定した警察官を集めて随時研修等を実施しております。

●矢野会長

ありがとうございます。差し支えなければ次回でも構いませんので、大体どんな感じでどんなコマ数でやっているのかなど、公表できる範囲で教えていただければと思います。ありがとうございました。

●池原委員

「3 居住の安定」の「9 民間住宅への入居支援」についてです。今ゆいセンターの方で目的外使用ということで緊急的に最長1年まで住宅課の協力を得て入居しておりますが、その後が問題になっていて、被害者の方は1年経ったらまた公募に申し込んで抽選して当選しなければ退去しないといけない。そして、退去前に民間住宅を被害者本人が探しているという現状があります。住宅セーフティネットという制度があることはありますが、あまり機能していないということは聞いたことはあります。

実際私達もどんな風に探そうかと言うことで協力はしたいけれど、こちらの方で個別に不動産屋に当たるにも困難で、被害者は一時的には避難できたんだけど、経済的にも余裕がない中で、そして時間的にも精神的にも余裕がない中で、また民間アパートを探すというのはなかなか難しいというのが現状です。

ですので、住宅セーフティネットにそことどこかの団体がマッチして、そこにお願いしたら住宅が見つかるというような機能を希望します。

●矢野会長

ありがとうございます。それではこの部分についてご検討いただければと思います。それと合わせまして10番のハウスクリーニングについての事案がなかったということですが、最近20数年を経て加害者が分かったという話を聞いた時に20年以上アパートをそのままにしておられたということで、クリーニングしてしまうと証拠がなくなるということなので、それを維持しておられたということで、ご遺族の方で事件が解決していない場合にそこをそのままにしておられるという話を他でもお聞きするところなので、なかなか難しいというのは重々承知してはいますが、そういう時に事件現場というのもふさわしいか分かりませんけども、そういう支障もできるのかということをどこかで検討す

る機会が持てればなと思ったところです。
ありがとうございます。いかがでしょうか。

●村上委員

質問の最後にも少し書いてあるのですけれども、昨年問題になった米兵の事件の事案についての検査機関から県に対しての情報提供についてですがそれについてどこかに書いてあるのかと思って見ていましたが、27番かとも思ったのですけど。質問の中でもプライバシー保護と公表とはちがうのではないかという質問の内容もありまして、報道発表の問題と県への情報通知の問題とはまた別だと思うのですが、そのところをもうちょっと整理して説明していただければありがたいです。

また、今回の報告の中で、どこに関連として書いてあるのか分からなかったのでご報告いただければと思います。

●矢野会長

ありがとうございます。これに関連して、私も気になるところがあつて、死者が出た場合には被害者を実名で公表するということが2カ所くらい記載があったのですが、それは逆に基づいてそういう風に決めておられるのかなというのが気になったところがあつたので、今の村上委員のご質問と合わせて様々な基準みたいなところを今どういう風に運用されておられるのか、多分法律にはなかつたと記憶しているので、どんな感じで運用しておられるのか教えていただければと思います。

●事務局（玉寄主査）

1つ目の質問にお答えさせていただきます。

昨年の審議会の際にも県への情報提供の件について質問がありましたので、事前に米兵関係の所管課である知事公室基地対策課の担当者に確認したところ、昨年の事件以降から米軍関係の性暴力等については、公表の有無に関わらず、県警から情報提供していただけるようになったということで今は情報のやり取りはあるという回答をいただいている。

●矢野会長

ありがとうございます。それでは今は米軍関係の事件があった場合には、マスコミの公表は別として、少なくとも県警から県の方には情報提供するという形になっているわけですね。

●村上委員

ただこれはどの段階の情報なのが問題だと思うのですけども、起訴後なのか、地検送致後なのかなど、そこらへんは分かりますか。

●事務局（玉寄主査）

そこはまだ確認しておりませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

●村上委員

すみません。起訴後であればマスコミは裁判予定を見れば分かるので、そんなに有益ではないわけで、そこが昨年の事件でも問題になったですからその辺をしっかりと把握させていただきたいと思います。

●事務局（玉寄主査）

追加で確認させていただきたいと思います。

●事務局（与儀補佐）

マスコミの公表の基準というのは部署が違うのですが、先ほど回答させていただいた、個別の事案

ごとに総合的に勘案したということになりますが、その基準が公表できるかどうかも含めて確認し、再度回答させていただきたいと思います。

●矢野会長

ありがとうございます。特に亡くなった方がいる時は、お名前公表というのが2カ所くらいで記載があるので、是非教えていただければと思います。亡くなった時ほどかえって公表したら傷ついたりすることがあるかと思いますので。被害者ご自身のご意向を聞くという話も聞いているのですが。

●吉元委員

京都アニメーションの時に凄く問題になったと。

●矢野会長

はい、そうです。教えていただける範囲では是非お願ひします。

●吉元委員

学校教育課、施策の20番の質問をしたのですが、学校の中での教職員による加害であったり、資料を読んでいて気づいたのが、生徒同士の加害・被害もあるので、事前にそういうことが起きないような研修ももちろん大事なのですが、起きた後の対応について、実際に起きてしまうととまどうということもあると思いますので、できればもう少し具体的に、先生や生徒、保護者が困らない形の具体的な対応策や支援プランがあると凄くいいと思うので検討をお願いしたいです。

●矢野会長

是非ご検討いただけるようお願いします。

●事務局（玉寄主査）

回答させていただきます。担当課の方に確認したところ、研修については警察庁生活安全局と文部科学省初等中等教育局の方で協力して、「児童生徒への性暴力防止のため」という研修資料を作成して11月5日付けで全国の教育委員会に配布していて、これから県も県立学校と市町村教育委員会に配布して防止に取り組みたいということでした。

ただ、起きた後の流れについては確認しておりませんので、委員からの要望を踏まえて確認したいと思います。

●矢野会長

児童生徒へのセクハラ・性暴力については、文科省も今厳しい対応を迫られていて、私達琉球大学も教育実習に行く前に研修を大学生達に行なっているところです。ただ、仰る通り起きた後の対応はなかなか皆さん迷われるかと思いますので、是非、またよろしくお願ひいたします。

他はいかがでしょうか。

●吉元委員

学校内での性暴力に関して、学校内では生徒と教員だけの部屋にしないなど、放課後等に人が少なくて、生徒指導と言って教員と生徒だけのところで性暴力を行なったりするケースもあるので、きちんと予防のための決まりをしっかりと教育庁の方でもう1回見直した上で各教育現場に防止のための施策と事後対応の両方を検討していただきたいと思っていますので、そのことについてまた聞かせてください。

●矢野会長

ありがとうございます。防止の方と残念ながら起こってしまった時の対応について両方の対応をお

願いしたいと思います。まだまだ現場は警察に連絡するというのは躊躇うところがあるというのが実際かと思いますので、その辺の資料があるといいかと思います。

●事務局（玉寄主査）

回答させていただきます。こちらの方は学校人事課、件数等については義務教育課と県立学校教育課になりますが、服務に関する研修ということになりますので、学校人事課が担当になります。先ほどお話しさせていただいたのが警察庁と文科省の研修資料になりますが、まさにこのわいせつに特化した内容になっておりまして、これまで服務研修は毎年していたそうですが、その中でわいせつとか盗撮とか、あと防止策も含めてですけど、教職員と二人きりにならないなども含めて、それを県立学校と市町村教育委員会を通して県内全校に資料を送りながら、こうした研修をしっかりと行なってくださいという取組を進めていくという回答をいただいております。

●矢野会長

ありがとうございます。今お話のあった盗撮については本当に法律が変わりましたので、もちろん刑法の性犯罪も変わりましたけど、盗撮のところも非常に厳しくなりましたので、その辺の情報提供もしっかりとできればと思います。被害に合った方もそれが犯罪だと気づかないということも心配です。はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

ひとまず、1回ここで切りまして、この後多機関ワンストップサービスについてご説明いただいて、最後にもしましたご意見ご質問ありましたらお伺いしたいと思います。

それではこちらについての説明をお願いします。

(2) 【報告事項】沖縄県犯罪被害者等支援ワンストップサービスセンターについて

●事務局（玉寄主査）から資料4について説明

●矢野会長

ありがとうございます。市町村に相談したい場合はどこに行けばいいんでしょうか。

●事務局（玉寄主査）

市町村については「犯罪被害者等支援総合窓口」の一覧表は作られているので、周知していきたいと考えております。

●矢野会長

ありがとうございます。凄く大事なところですね。

●吉元委員

被害者の方の同意は文書同意でしょうか、それとも口頭同意でしょうか。

●事務局（玉寄主査）

基本的には文書同意ですが、電話相談でも同意いただける場合は、必ずしも自署ということではなく、担当者が電話で代理でやることも可能としています。

●村上委員

被害者ご本人がコーディネーターに繋がるということはないということですか。

●事務局（玉寄主査）

直接いらっしゃるケースもあるかと思います。ゆいセンターの一部として沖縄県総合相談窓口とい

うものを委託しておりますので、ゆいセンターも基本的には直接相談者がたくさんいらっしゃるかと思うのですけど、その中でワンストップサービスが必要だと判断した場合は、ゆいセンターの中で、コーディネーターの方に繋いでいただいて、ワンストップサービスの支援をするということは可能です。

●村上委員

3番の同意について、書式があるのでしょうか。

●事務局（玉寄主査）

ワンストップサービスを提供するにあたって、この事業自体が警察庁の補助金を活用した事業となっているんですが、この補助金の交付要件として、運営要綱を作ってくださいという指示があります。

その中で、ワンストップサービスではどういったサービスを提供するという項目があり、その中で同意書などの様式関係を揃えています。その様式を使って同意を得た上で支援を提供する流れになっております。

●村上委員

弁護士関係を確認しますが、ここに法テラスとありますが、もちろん弁護士会や弁護士事務所でご相談を受けた時にコーディネーターに繋げたいってこともあると思うのですが、その場合もその書式をもって同意をもらって窓口に繋げるということになるのでしょうか。

●事務局（玉寄主査）

ワンストップサービスセンターの書式として同意書の書式はあるのですが、それぞれの団体にも独自の同意書がある場合は、代用可能ということにさせていただいておりますので、もしない場合は改めて相談者に対して「この内容でゆいセンターに情報を提供してよいですか」という確認を取っていただく必要はございますが、各団体で既に情報提供についての同意書があれば、それで代用可能という取扱いにさせていただいております。

●村上委員

資料4のペーパーはホームページなどで出していらっしゃいますか。

●事務局（玉寄主査）

こういった会議の場で説明資料として使っていますが、まだホームページなどで一般には周知しておりません。

●村上委員

できれば法テラスと並列でいいのですが、弁護士会も入れてもらった方がいいかと思います。

●事務局（玉寄主査）

はい。承知しました。

●矢野会長

ありがとうございます。他にありますでしょうか。

●村上委員

9月から調整会議がスタートされているとのことですが、既に開催されたことはあるのでしょうか。

●池原委員

今1件予定しています。近々ありますのでよろしくお願ひします。

●事務局（玉寄主査）

9月10月はまだ実績がなくて、11月に1件予定が入っております。

●矢野会長

ありがとうございます。私たちも質問ですが、相談受理機関とありますが、大学でもハラスメントで相談を受けたら、刑法改正になってこれはもう性被害ではないかっていう相談もあったりするのですが、そういう場合も相談者の同意を得てご連絡差し上げることもいいのでしょうか。

●池原委員

事件になる可能性があればご相談ください。実際には事件にならないこともあるのですけど、警察とか、今後必要な機関と連携調整して、会議等をしてやりたいということもありますので。また、事件として訴えない方もいらっしゃるかもしれませんので、本人の話をお伺いして意思を確認して、実際にこういう支援をしていきたいですと説明し、同意が得られれば、その関係機関も呼んでやっていきたいと考えています。

●矢野会長

今仰ったように、性犯罪の場合は、警察には行きたくないと、事件化はしたくないと、でも支援は受けたいという方も可能だということでしょうか。

●池原委員

可能だと思います。

●矢野会長

その場合に例えばやっぱり犯罪か、と言ったことがちょっと微妙になるといった場合は、どのようにになりますでしょうか。

●池原委員

微妙でも、まずは被害者の意向を確認したいと思います。警察に行くのを躊躇して被害届を出さないという人も実際はいますので、そこは弁護士会などとも相談しながら。今後どうしていくのか、支援をする中でやっぱり被害届を出したいという方もいらっしゃるので、被害者の状況を見ながら支援していく形になるかと思います。ただ、その間にカウンセリングとか、そういう色々な使える制度、住宅支援など性被害にあった後その家に住めなくなるとか、そういう色々できる支援はあるので、事件化されないと被害者は支援しないということではないと私は考えています。

●矢野会長

まだ始まったばかりということもありますので。それでは村上委員からもあったように、弁護士から連絡があるということも充分あるということですね。もちろんその他被害者を支援してくださっている団体からもあるということですね。ありがとうございます。

●河井委員

例えば警察には届けを出したのだけど結果的に不起訴になって本人が満足いく結果にならなかつた場合でも引き続きこういうところでは色々な機関を使っての支援ということは可能なのですか。

●池原委員

例えば今ゆいセンターでやっている県の見舞金制度の場合も事件として届け出ていれば不起訴に

なっても見舞金は出ます。ですから事件として立証して結果的に不起訴になつても支援はしていく方針です。

●事務局（与儀補佐）

（不起訴になつても）警察の方では被害という風に認定していく、これは犯罪被害であると。ただ、加害者を罰することはできない、起訴ができない、ということはあったと思いますので、被害者の訴えに関しては、警察としてもこれは被害であると認知しているということで、不起訴であつても見舞金の関係であるとか、あと犯罪被害給付金制度の方も不起訴であったとしても被害としての認定があつた場合は出す場合もありますので、不起訴＝給付金が出ないということではありません。

●河井委員

ありがとうございます。それと起訴猶予はもちろんそうですけど、嫌疑不十分の時はちょっと微妙ということになりますでしょうか。

●事務局（与儀補佐）

ケースバイケースになります。不起訴だから出ないということではないということになります。

●河井委員

分かりました。ありがとうございます。

●村上委員

相談受理機関には周知はされていますか。

●事務局（玉寄主査）

この間県警の方で開催された連絡協議会の中で関係団体にはワンストップサービスの案内をしておりますので、引き続き周知していきたいと思います。

●矢野会長

ありがとうございます。広くご相談いただけるということであれば、村上委員からもありましたように是非今後ホームページなどでも出していただけると大変いいかなと思うところです。是非よろしくお願いします。ありがとうございます。

●村上委員

資料2について、前回、性暴力のワンストップの方で件数を出していただきたいという要望を出したところ、本当に色々な項目で実施件数を洗い出していただいて、各担当課も大変だったかと思うのですが、やっぱりこれを見るとどれだけ被害者について実施があるのかというのが見えたので、本当にまとめていただいて感謝いたします。今後も全ての課でよろしくお願いします。

●矢野会長

ありがとうございます。それでは事務局に戻す前に、皆さんも心配していた、県には条例があるけれども市町村に条例がなかったということですが、それも少し進展があつたのではないかと思いますのでそこについても教えていただければと思います。

●事務局（玉寄主査）

それではお答えさせていただきます。まず昨年度の時点では条例を制定している市町村は、沖縄県ではゼロでした。今年の4月1日時点で名護市、国頭村、大宜味村、東村、竹富町の5市町村が条例制定済みとなりました。さらに今年9月に渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村の4村が条例制定

されましたので、現時点で合計 9 市町村が条例を制定しております。

そして、9月 11 日に行った市町村会議の中でもこういった状況を各市町村担当者にはお伝えし、全国の制定状況も説明した上で、欠席した市町村にもメールで会議資料を送付し、是非、令和 8 年度までに条例を制定していただけるようご協力いただきたいと要請したところです。

今のところ、制定済みの市町村とは別で、担当課レベルの意向になりますが、今年度中に制定したいと考えている市町村が 7 市町村、さらに次年度以降に制定するために取り組んでいるところが 12 市町村ありますので、今のところ未定と回答しているところが 13 市町村となっております。残りの 28 市町村は条例制定に向け取り組んでいるところでございます。

●矢野会長

ありがとうございます。形になって良かったです。県の皆さんと警察の皆さんとの働きかけも大きかったです。今思い出したのですが、今日のご説明の中で宜野湾警察署が新しくなって被害者支援室が設置されたようなので、その部分ももしお分かりであればもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

●事務局（与儀補佐）

警察の方としましても、被害者の対応について、人目に触れるところから警察署に入っていくことがないように導線の方も確保してという風に新しい庁舎では意識するようになっておりまして、令和 2 年に新しくなった糸満警察署も新しく被害者支援の応接室という専用の部屋ができました。今回宜野湾警察署の方にもそういった部屋が設置されていて、今後新築される警察署においては、そういう配慮をして、なるべく被害者の方が他の方から見られるようなことがないようにしていこうという配慮をすることになっておりますので、今回宜野湾署の方はそういった部屋が設置されているという状況になります。

●矢野会長

ありがとうございます。それでは時間となっておりますので事務局にお返ししたいと思います。

以上

3. 連絡事項

- 事務局（玉寄主査）議事録についての事務連絡
- 事務局（与儀補佐）県民の集いについて案内

4. 閉会